

回覧

令和8年1月30日

林野火災注意報・警報

(令和8年1月1日から運用開始)

発令の条件

林野火災 注意報

雨が一定期間降らない、空気が乾燥しているなど、林野火災が起こりやすい状態であるとき発令します。

林野火災 警報

林野火災注意報に加えて、強風注意報が発表され林野火災の危険性が高まった状態であるとき発令します。

対象期間

毎年1月から5月までの間

※ 発令等にあっては、杵築速見消防組合のホームページにて確認してください。

発令された際の制限

- ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
- ② 煙火を消費しないこと。(※花火を打ち上げたり、仕掛けたりしないこと)
- ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- ④ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて消防組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火【たばこの吸殻を含む。】、取灰又は火粉を始末すること。

※ **注意報発令時は、努力義務になるので罰則等はありません。**

※ **警報発令時は、消防法に基づく罰則が適用される場合があります。**

※ **【消防法第44条:30万円以下の罰金または拘留】**

※ **火災とまぎらわしい煙又は火炎を発する恐れのある行為をする前に、最寄りの消防署へ届出をしてください！！**

□杵築速見消防組合・消防本部

TEL 0978-62-4341

□杵築速見消防組合・杵築消防署

TEL 0978-62-4341

□杵築速見消防組合・日出消防署

TEL 0977-72-7657

□杵築速見消防組合・山香出張所

TEL 0977-75-1090